

事起つて被命なり。其後は惣與力勤功に依つて、本組に被仰付、又は年寄女中の養子と成つて召出されし人々など本與力に被命、加領與力の趣旨は後に絶えたり。といへり。

○仰西寺町

此の町は、仰西寺といへる眞宗道場ありし故に町名に呼べり。

○仰西寺來歴

東本願寺派の道場也。舊傳に云ふ。仰西寺は、往古は石川郡宮腰にありて、元明寺と號し、天台宗にて古刹なりしかど、中古改宗して西仰寺と號し、後仰西寺と改稱す。今宮腰かにもり仰西寺原・仰西寺堀などの字残り。此の地則ち寺跡也といひ傳へたりとぞ。按ずるに、永祿十一年に山田光教寺顯誓が撰びたる反古裏といふ書に、宮越の仰西寺は往古より御直參の衆其沙汰に不及云々。と記載せり。寛延二年由來書に云ふ。當寺中興は、明應二年宗知と申者寺再興、先年は宮腰に居住之處、天正年中に金澤へ引越、材木町に罷在候へ共、御用地被召上、萬治二年に於、小立野替地拜領仕候。當寺年曆は、本願寺家之書反古裏に古跡之由

書載有之。正應三年本願寺三世覺如上人より親鸞聖人之眞影附屬、則裏文に、覺如上人親筆に而石川郡大野庄仰西寺と有之。且本願寺九世實如上人より、親鸞聖人制禁之十七ヶ條直筆を以寫被下、添狀等于今所持仕候。當寺中興宗知之次宗圓と申僧之儀、僧都號を受け、綸旨等有之處、先年材木町に罷在候節、類火燒失仕由。縁記寄進狀等無之、相傳之寶物別紙目錄之通所持仕。と載せたり。

寶物目錄

- 一、本尊木佛 一 躰
- 一、上宮太子御作 一 幅
- 一、祖師聖人御自畫眞影 一 幅
- 一、同御裏文 一 幅
- 加賀國石川郡大野庄宮腰西仰寺
- 正應三年四月四日 覺如
- 一、唐人寄進三ツ具足 一 双
- 右者天文元年八月唐船宮越浦に着岸之處、僧都宗圓之依

化、他力安心に歸し、爲謝禮、三ツ具足并に白漆椀百人前、同筥一つ。寄附之椀は燒失仕、其餘は于今所持仕候。寶永七年古宰相公より御尋有之、則三具足入披見候處、三具足寫被仰付、唐人寄進之三具足は御返被下、今以所持仕候。按ずるに、右唐人寄進三具足の事は、寶永七年二月綱紀卿穿鑿に付き、仰西寺言上の趣。

一、唐人寄進之三具足之儀は、天文年中宮腰之濱に唐船參り候時分、浦人共唐人積申財寶奪取可申と、取圍之居申候處、當寺其時之住持宗圓僧都罷出、申宥、事靜、其後宮腰へ上り、翌年迄致逗留、寺にも參詣仕、罷歸申時分、三具足、蠟色之椀、其外料紙箱之様なる物寄進仕候由。其已後寺類燒にて、三具足許残り、於只今所持仕候。其故右之段々申傳候。已上。

同年二月十日宮腰町年寄并に肝煎共連名の上申書に、金澤小立野仰西寺、先年宮腰に居候砌、當地唐仁屋七右衛門方は唐船參り、金紫銅之三具足求被申、今以て所持被致候由承り申し、委細之儀存じ申す者無御座候、と載せたり。唐人と云ふは支那人をいへり。

○土取場

此の町名は、元祿九年の地子町肝煎裁許附に、經王寺近所土取場と見え、金澤町會所留書に載せたる正徳五年正月の詮議書に、小立野土取場木屋平兵衛と云ふ者の事を載せたり。

○土取場由來

三州志來因概覽附錄に云ふ。慶長四年金澤城下の内塹を鑿ち、同十五年に惣構の外塹を鑿つ。此の内外の二塹成れる時、塹の左右の盛土猶不足する故に、小立野の土を掘り來り足之。其の跡即ち今の土取場是也。今此の塹上の土を鑿ち見るに、皆小立野土なりと云ふ。と見え、又古老の傳説に、犀川々除町の川除は、本多元祖安房守の時築かれし堤防にて、今此の川除の石垣破損の頃、其の土を見るに小立野土なり。昔此の堤防を築かれし時、川水のすぢらぬ爲めに、遙々遠き小立野より山土を取寄せ築かしめられ、其の土を取りたる地を今土取場といふといひ傳へたり。右等の傳説に據れば、慶長の頃は今いふ土取場の地は、小立野の荒地にて人家もなく、小高き山路なりし故に、此の地より